

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	母子保健法に関する事務 基礎項目評価書
個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
天龍村は、母子保健法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	なし
評価実施機関名	
長野県天龍村長	
公表日	
令和2年6月15日	

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	母子保健法に関する事務 基礎項目評価書
個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
天龍村は、母子保健法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	なし
評価実施機関名	
長野県天龍村長	
公表日	
令和2年6月15日	

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	母子保健法に関する事務
②事務の概要	母子保健法に基づき、妊産婦や乳幼児の健康の保持・増進を図るため、健康診査や保健指導を行う。 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①妊産婦の健康の保持・増進に関する事務:妊娠届出や母子健康手帳交付、妊産婦の健診、訪問指導、保健指導等に関する事項の管理。 ②新生児、乳幼児の健康の保持・増進に関する事務:新生児乳幼児の訪問指導や健康診査、保健指導等に関する事項の管理。 ③上記①②等の母子保健情報のデータのマイナポータルを通じた本人への提供や市町村間での情報
③システムの名称	1.健康管理システム 2.中間サーバー 3.団体内統合宛名システム

2. 特定個人情報ファイル名

(1)母子保健ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一の49の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第40条第1号から第8号及び11号
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 1.情報提供 ＜別表第二＞第56条の2項、第69条の2項 ＜主務省令＞第30条第8号、第38条の3項 2.情報照会 ＜別表第二＞第69条の2項 ＜主務省令＞第38条の3項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	住民課
②所属長の役職名	住民課長

6. 他の評価実施機関

なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	天龍村 総務課総務係 長野県下伊那郡天龍村平岡878番地 Tel0260-32-2001
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	天龍村 住民課住民福祉係 長野県下伊那郡天龍村平岡878番地 Tel0260-32-1021
-----	--

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年5月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年5月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

变更箇所

[illegible]